

令和 4 年

# 総務産経常任委員会会議録

令和 4 年 12 月 13 日

田上町議会

令和4年第4回定例会  
総務産経常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年12月13日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 4番 | 藤田直一君 | 9番  | 椿一春君  |
| 5番 | 渡邊勝衛君 | 13番 | 関根一義君 |
| 6番 | 小嶋謙一君 | 14番 | 高橋秀昌君 |
- 4 委員外出席議員  
なし
- 5 欠席委員
- 8番 今井幸代君
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |      |      |          |      |
|------|------|----------|------|
| 町 長  | 佐野恒雄 | 政策推進室長   | 堀内 誠 |
| 副町長  | 吉澤深雪 | 地域整備課長   | 宮嶋敏明 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 産業振興課長補佐 | 近藤拓哉 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明  
書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 議会議員 中野和美 議会議員 品田政敏  
議会議員 森山晴理
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第13号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について中  
第1表 歳 入  
第1表 歳出の内  
7款 商工費
- 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中  
第1表 歳入  
第1表 歳出の内  
1 款 議会費  
2 款 総務費（1項1目・3目・5目・9目、5項）  
6 款 農林水産業費  
7 款 商工費  
8 款 土木費  
11 款 公債費
- 議案第44号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 議案第49号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について

---

午前9時00分 開 会

---

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。これより総務産経常任委員会を開始したいと思います。

今井委員長より欠席届が出ておりますので、皆様に報告いたします。

それで、今新潟県の新型コロナウイルス感染症の関係でございますけれども、昨日で236名の方が亡くなっております。本田上地区にしますと、4区が220人ぐらいの人口です。そして、2区が230人ぐらいの人口ですので、新潟県はそれぐらいの方が亡くなっているというような状況でございます。田上中学校のほうも、先週2年生が、先々週は2年生と3年生が学年閉鎖ということでお休みになっております。田上小学校のほうも出ているという話も聞いておりますけれども、今年も残すところ半月となりました。それを考えますと、気をつけてこの半月は過ごしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、町長から挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。昨日は、この時期にしては、それこそ貴重な晴れ間が広がったのでありますけれども、明日にかけて大分強い寒波の情報が出ております。そう大した雪にはならないかなとは思っておりますけれども、大したことなければいいかなというふうに思っておるところであります。

今日は総務産経常任委員会に付託されました案件をご審議いただくわけですが、ご決定いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ですが、挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 三條新聞社、中野議員、品田議員、森山議員から傍聴の申出がございますので、許可しております。

本委員会に付託されました案件は、承認第13号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、7款商工費、議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第43号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定

について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項1目、3目、5目、9目、5項）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款公債費、議案第44号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第49号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について。

これより議事に入ります。承認第13号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

承認第13号 専決処分の報告ということで、2ページ目、専決処分書、令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号）につきまして、令和4年10月13日付けで専決処分をお願いしたいという内容になってございます。こちらの内容につきましては、10月13日に開催をさせていただきました全員協議会において協議をさせていただきました国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として交付されます地方創生臨時交付金及び緊急支援給付金、これらを活用した町の支援策、あるいは住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円の支給をするという、そういうことでの専決処分でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号）になります。歳入歳出それぞれ1億1,471万9,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,934万7,000円とするものでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。歳入でございますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金9,336万7,000円の追加をお願いするものでございまして、2節新型コロナウイルス対策事業補助金ということで、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらにつきまして、電力、ガス、食料品等の高騰重点支援ということで国のほうから内示をいただきました4,214万3,000円を受入れするものでございます。その下の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、非課税世帯に対しまして1世帯当たり5万円を支給するということでの事業費分として、今の見込みで993世帯を見込んでおりますが、その5万円、4,965万円に係る経費、事務費的な部分で157万4,000円、合計いたしますと5,122万4,000円を今回追加で補正をお願いするものでございます。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。今回財源といたしまして財政調整基金からの繰入れをお願いするものでござい

まして、2,135万2,000円の繰入れをお願いいたすものでございます。そういたしますと、専決後の残高見込みといたしまして財調は10億5,753万円という内容になってございます。

歳入は以上でございますので、歳出のほうに説明代わります。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 改めまして、おはようございます。産業振興課の近藤のほうからご説明申し上げます。

引き続きまして、歳出のほうになりますけれども、11ページのほうを御覧いただきまして、7款商工費のほうをご説明いたします。7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費でございます。こちらのほうは、今回1,902万1,000円の減額をするものでございます。こちらにつきましては、内容のほうは既に10月の全員協議会でご説明いたしましたけれども、令和4年の当初予算にて予定していたプレミアム付き商品券事業、こちらにつきまして物価高騰、燃料高騰に対応するものとして生活応援券事業のほうへ振り向けたという形になりますので、関連した当初のプレミアム付き商品券事業の経費を減額したものでございます。

説明のほうは以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 専決処分そのものについては疑義がないのですが、率直に言えば住民の暮らしは大変な状況に陥っているわけで、今後、率直に言えばこの程度のこととて住民生活を守れないと感じているのです。しかし、それについては町の責任とは違いますので、それで今後のことなのですが、国の動き、報道をされたものではなくて、町に直接通知などについてあるのかどうかということについて伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 高橋委員がおっしゃる私どもへの報道以外、特段通知は来ていないです。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

ないようですので、承認第13号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案第39号ということでございます。議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということでございますが、こちら

につきましては議案の参考資料ということで事前にお配りをさせていただきましたが、この後の議案第40、41号、それぞれ関係する内容なのでございますが、今回この議案第39号、議会議員の議員報酬及び費用弁償の関係につきましては、この参考資料の裏を見ていただければと思うのですが、特別職の改正内容ということで、こちらについてはこの後の議案第40号の特別職、それから議案第39号の議会議員の改正と同様でございますので、こちらの資料で若干説明をさせていただければと思います。

今回の国の人事院勧告、県の人事委員会勧告に基づきまして、一般職の指定職、支給月数を期末手当0.05月引上げをされるという改正がされましたので、令和4年度の12月分につきましては、現行1.625月分を1.675月、合計で3.25月を3.30月に今回改正をさせていただく部分、合わせまして令和5年度につきましては6月、12月を1.65月という形で改正をさせていただくといったようなものが主な内容になってございます。

それでは、議案書の13ページの次の資料ナンバー1でお願いいたします。新旧対照表をお願いいたします。今ほど申し上げました第1条関係ということで、期末手当第6条第2項ですが、100分の162.5を今回100分の167.5に、それからめくっていただきまして資料ナンバー2でございまして、新旧対照表第2条関係、令和5年4月1日以降になりますけれども、第6条第2項を100分の167.5を100分の165ということで改正をさせていただくといった内容になってございます。

この後は一般会計の補正でも出ますが、今回の議案第39号に関する影響額といたしましては16万7,000円の増額といった内容になってございます。

説明は以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第39号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第40号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の14ページになります。議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、こちらも先ほどの資料で説明した内容でございまして、15ページの次の資料ナンバー3、新旧対照表のほうでご説明させていただきますが、第1条関係、期末手当第3条第

2項、100分の162.5を100分の167.5に、めくっていただきまして資料ナンバー4、第2条関係ということで、第3条第2項、100分の167.5を100分の165へ改正をさせていただき内容でございます。こちらにつきましての影響額といたしましては、期末手当と共済費を増額するもので、合計いたしますと11万2,000円の増額という形になってございます。

以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第40号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第41号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の16ページになります。議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、先ほどの参考資料を御覧いただければと思います。表面になりますけれども、改正理由、先ほど申し上げましたとおり新潟県人事委員会勧告及び国の人事院勧告に伴いまして、一般職の給与及び勤勉手当の支給月数を改定させていただきということで、一般職の改正内容といたしましては、まずは給料表の改定ということで、初任給及び若年層の給料月額を引上げをするということで、初任給を大学卒で3,000円、高校卒で4,000円の引上げ、それから若年層、おおむね30歳代半ばまでの職員、給料表を見直しをするというような形になってございます。それから、勤勉手当の改正ですが、支給月数を0.10月引上げをさせていただきたいという内容になってございます。そういたしますと、令和4年度の勤勉手当を現状0.925月を1.025月、12月分で2.15を2.25月と、全体では4.30を4.40月に改正させていただきという内容になってございます。令和5年度以降につきましては、6月、12月でそれぞれ2.20月ということで、それぞれ改正をさせていただきという内容になってございます。こちらに対する影響額といたしましては、全体では579万2,000円、会計年度任用職員も給料表の改定の影響を受けますので、151万7,000円ということで増額になります。

それでは、議案書の20ページの次の資料ナンバー5の新旧対照表を御覧いただければと思います。まず、第1条関係ですが、勤勉手当第19条第2項の100分の92.5を100分の102.5ということでございますし、再任用職員も100分の45を100分の50という形で改正をさせていただき内容でございます。その下の別表第1ということで、



給料表、先ほど若年層の給料月額を引き上げるということで、新しいほうの給料表に改正をさせていただくといった内容になってございます。

資料ナンバーめくっていただきまして、資料ナンバー11をお願いしたいと思えます。第2条関係ということで、勤勉手当、令和5年度以降につきましては100分の102.5を100分の97.5に、再任用職員について100分の50を100分の47.5という形で改正をさせていただくといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） すみません、説明をお願いしたいのですが、再任用に関しては100分の50を100分の47.5となると少なくなるように私は思ったのだけれども、そうではない。私の捉え方の間違いでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今高橋委員が言ったのは、資料ナンバー11のところでしょうか。一般職と同じように、先ほどの特別職、議員も同じですが、均等になるように調整するものですから、全体は変わらないです。再任用はここに載せていないですけども、例えば先ほども説明した議案第40号の特別職の給与に関する条例ですと、令和4年度の12月、現行1.625を1.675ということで、ここで0.05月上げるわけです。それを令和5年度になると、合計の3.30をちょうど均等になるように分ける関係があるので、落ちるようなイメージなのですけども、同じような考え方になっています。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第41号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第42号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書21ページをお願いいたします。議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、公職選挙法の改正を踏まえまして、町議会議員及び町長の選挙運動に係る公費負担の負担額を引上げをさせていただく内容になってございます。

それで、この前の議会運営協議会におきまして、私は新旧対照表のほうで金額がこう変わりますということで説明をさせていただいたのですが、今井委員長のほう

からもう少し分かりやすい資料ということで、皆様方にお配りをさせていただいていると思うのですが、本日付けの総務産経常任会資料ということで資料が行ってまいりますでしょうか。いいでしょうか。ここに冒頭申し上げたとおりに変更理由がそちらのほうに載せてございまして、2番目の条例改正の内容ということで、まず選挙運動用自動車の使用の公費負担額ということで、自動車の借り上げをする場合の単価を、現行1万5,800円となっているものを1万6,100円で300円、燃料費を7,560円を7,700円で140円、それから選挙運動用ビラの作成の公費負担額を、現行7円51銭を7円73銭に、それからポスターの作成の公費負担額、1枚当たりの印刷費を525円6銭から541円31銭ということで、今回これらの金額を改正させていただきたいといった内容になってございます。

その下に選挙公営の一覧ということで、選挙運動用自動車費用についてはハイヤー方式をするか、自分で自動車借り上げ、運転手、燃料代にするかという2パターンがあるのですが、ハイヤー方式は現行のままということになっております。ビラの作成は今ほど申し上げたとおり単価が上がると。ビラについては、町長選挙と議員選挙の枚数設定の上限があると。ポスターにつきましても、掲示場53枚分のみ該当になるのですが、それらの単価が変わったといった内容が主な内容でございまして、議案書の22ページの次の資料ナンバー12ということで、新旧対照表のところでそれぞれ該当している部分を今回改正をさせていただくといった内容でございませぬ。

それで戻っていただきまして、こちらにつきましては裏に参考ということで資料を載せさせていただきました。こちらについては、令和2年11月19日に全員協議会で説明をさせていただきました。今まで選挙公営、これについて公費負担は認められておりませんでした。新たに今後公費負担が認められるという内容を令和2年11月19日の全員協議会で説明させていただいて、そのときに設定した金額を今回改正させていただくといった内容になってございます。ということで今回、もう大分たちますし、議員の皆様におかれましてはまた来年選挙がありますので、改めてこういうふうな、前回こういう形だよということで資料を併せて今回、特に選挙用ビラ、参考にとということで、どういうものかとか、それからこの選挙公営が導入されることによって供託金制度が新たに設定されたということで、そちらを資料ナンバーの参考3ということで載せさせていただきましたので、こちらをまた参考に見ただけならばというふうな思っております。

今回の改正につきましては、先ほど申し上げましたとおりに、公職選挙法施行令

の改正に伴いまして該当する単価の改正をさせていただいたといったのが主な内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第42号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第43号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の23ページをお願いいたします。議案第43号令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,785万8,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,720万5,000円とする内容になってございます。

今回補正する3,785万8,000円の主な内容でございますが、まず先ほど議案第39号から議案第42号ということで人事院勧告等に伴いましての人件費分が954万5,000円、それから先般の全員協議会でも、まちづくり財政計画でも説明させていただいておりますけれども、光熱水費がかなり金額が上がっているということで、今回の補正で1,888万5,000円、内訳といたしまして、電気料といたしまして1,241万6,000円、それからガス代ということで646万9,000円ということで、今回それらを追加させていただく部分と、これは議運のときにも説明をさせていただきましたけれども、新たに11月30日に県のほうで灯油購入費の助成を行うということで、こちらのほう全員協議会において本来説明するべきところでしたが、なかなかその辺の時間的な部分がなかったものですから、今回この中に補正予算として組みさせていただいた部分がございます。内容としては、1世帯当たり5,000円という形で、総事業費としては530万円ほどこの中に補正として追加をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳入のほうの説明に移らせていただきます。29ページをお願いいたします。主なものでございますが、まず15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金ですが、74万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては国民健康保険の保険基盤安定ということと、その下の未就学児の均等割ということで、国保につきまして令和4年度から未就学児の均等割等の金額を半額にするということで、それに対する減少する分を国が2分の1、県、市町村が4分の1ずつ負担するというこ

とで、こちらに該当する対象者数が26名ということで、影響する分ということで12万6,000円を今回補正で追加をさせていただいているといった内容になってございます。

それから、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金ですが、マイナンバーカード交付事務費補助金ということで、57万7,000円の減額になってございます。こちらにつきましては当初ノベルティーということで、手続をしていただいた方にプレゼント的なものを交付するということで予定しておったのですけれども、窓口での手続をされた方が対象にならないということで減額し、事務的にかなり増えてきているということで事務補助員あるいは夜間窓口、土曜日の職員体制を現状1名を2名にしていきたいということでの増減の整理をさせていただいたといった内容でございます。

続きまして、15款2項3目衛生費国庫補助金でございます。子育て世帯臨時特別給付金事業ということで135万円なのですが、こちらにつきましては令和3年度に実施をした子ども1人当たり10万円を給付するという国から財源をいただいて交付をしておったのですけれども、これが国の予算がいろいろ補正をしたり予備費をしたりしていた関係がありまして、町のほうが令和3年度に補助金交付以上に支出した関係がありまして、その分については令和4年度に新たに追加で修正をしていただければ対応できるということで、その分を今回申請し受入れをするということで、これは新たに支出が伴うものでございませぬので、歳入の受入れのみでございます。

議案書30ページでございます。16款県支出金、1項1目民生費県負担金、こちら1節社会福祉費負担金、これも基盤安定ということで、こちら国民健康保険、それから後期高齢も入っているのですけれども、国民健康保険のほうは保険税の軽減あるいは支援した分ということで、257万円の減額になっておりますし、未就学児は先ほど国庫負担金でご説明したとおりの未就学児の均等割を減額する分での県の負担になってございます。

それから、16款2項県補助金、2目民生費県補助金でございますが、247万5,000円でございます。先ほど冒頭申し上げました県の事業ということで、生活困窮世帯に対して灯油購入費を助成をしていくということで、事業費について半分、先ほど5,000円というふうなお話をさせていただきましたが、2,500円分は県のほうで補助金で見るとということで、残りの2,500円については特別交付税で面倒を見るという形になっておりまして、事業に対して全体で990世帯を見ているのですが、それに

については県あるいは特別交付税で面倒を見られるのですが、事務費等に関する経費については、町の一般財源の持ち出しをするという形になってございます。

それから、めくっていただきまして、31ページ、19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金、それから4目介護保険特別会計繰入金、それぞれ特別会計、令和3年度の実績に伴いまして精算に伴いそれぞれの会計から繰入れをお願いするものでございます。

19款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回の財源として財政調整基金2,562万8,000円を追加で繰入れをするという形になってございます。そういたしますと、財政調整基金の残高は10億3,200万円程度になる見込みでございます。

それから、21款諸収入、5項雑入、2目雑入90万円ということで、電気料の関係で歳出のほうで増えておりますが、道の駅の物販スペースの光熱水費ということでの受入れ、3目過年度収入ですが、こちら介護保険の関係の低所得者の保険料を軽減を実施しておりますけれども、実績に伴いまして国庫、それから県負担金を受け入れるといったものが主な内容でございます。

それでは、歳出に変わりますので、説明は代わります。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、議案書の32ページ、歳出に移ります。1款議会費、1項議会費、1目議会費25万7,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。内容につきましては、先ほど総務課長から説明がありました議案第39号の議会議員の期末手当、それから議案第41号の議会事務局職員2名の勤勉手当等によるものでございます。

説明は以上となります。説明代わります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費95万8,000円でございますが、こちらについては人事院勧告等に伴う県の人事委員会、国の人事委員会に伴う部分の経費の増額になってございます。

3目財産管理費383万1,000円でございます。庁舎管理費ということで、10節需用費、光熱水費ということで382万9,000円をお願いするもので、内訳といたしましては電気料で176万8,000円、それからガス代として206万1,000円、それぞれ高騰が見込まれることで不足ということで追加の補正をお願いするものでございます。

続きまして、めくっていただきまして33ページ、2款1項5目自治振興費、52万6,000円のうち、防犯推進事業ということで49万円でございます。これは、防犯灯の関係の電気料になりますが、こちらの値上げがされているという部分での補正でございますので、お願いいたします。

説明は代わります。

政策推進室長(堀内 誠君) 続きまして、9目広報費でございます。補正額8万7,000円の追加をお願いするものでございます。右の説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、広報事業で8万7,000円、印刷製本費でございます。こちら令和5年度用の「きずな」のバインダー、毎年広告事業者より作成をしてもらい配布をしておりましたが、昨今の景気、経済状況が悪化し、企業からの広告寄附が見込めないというふうなことで、町のほうで作成していきたいというものでございます。こちらのほう国保の関係でも広告をお願いして負担していただくというふうなことにしておりますので、全体では約15万8,000円かかるところ、一般会計の広報費では8万7,000円の負担をするというふうなことで補正をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、議案書の35ページになります。2款5項1目統計調査総務費でございます。7万7,000円の補正をお願いするものでございます。人事院勧告によります人件費の増ということで、職員の給料、手当等の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) 引き続きまして、41ページのほうを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。こちらのほうにつきましては、人勧あるいは県の人事委員会の勧告に伴います給与改正によるものでございます。右のほうにあります説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、農業委員会事業費といたしまして14万円の増額補正をお願いするものです。

その下になります。3目農業振興費、こちら30万1,000円の増額をお願いするものです。内容といたしましては、説明欄右のほうを御覧ください。まず最初に農業振興事業ということで、先ほど来あります給与改定に伴うものでございまして、給与等こちらのほうで増額をお願いするものでございます。

引き続きまして、ページのほうはその次になりますが、42ページのほうに移りますけれども、その他事業ということで報償費、有害鳥獣捕獲等従事者報償ということで、18万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、皆様ご存じのとおり、今年猿の出没が非常に相次いだということで、それに伴う駆除あるいはパトロールの回数が増え、猟友会のほうに業務をお願いしている部分があるのですけれども、まだ今落ち着いている段階ではあるのですけれども、今後の部分も見込む中で18万円の増額をお願いするものでございます。

引き続きまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費です。57万2,000円の増額をお願いするものですが、右のほうの説明欄のほうにも記載ございますが、商工総務事業57万2,000円、こちらのほうは給与改定に伴います増額をお願いするものでございます。

その下、3目観光費になります。補正額といたしまして240万円の増額をお願いするものです。説明欄のほうを御覧ください。まず、観光事業ということで、職員の手当、時間外勤務手当ということで40万円の増額をお願いするものです。大体この2年、3年の間ですけれども、新型コロナウイルスの関係もありまして、イベントがほぼできない状況でありました。ただ、令和4年の梅まつりの段階からになりますけれども、例年の形にほぼ戻すような形で今来ております。そうした中でこれまで事業を行ってきたところでございますけれども、今段階で時間外の残りが既に7万円ぐらいまでになっておりまして、今後梅まつりあるいはひな巡りだったり、また3月ぐらいになりますと山開きの準備等が入ってきますので、そういったしますとどうしても既存の今残りの既決の部分だけでは不足を生ずるということで、40万円の補正をお願いするところでございます。

その下、道の駅たがみの管理事業になります。43ページのほうを御覧ください。説明欄右のほうになります。需用費、こちらのほう200万円の増額をお願いするものです。内容につきましては、光熱水費ということで、電気代のほうが当初見込んでいたよりもかなり増嵩しておりますので、年度末までの間を見通す中で、200万円の増額をお願いしたいというところでございます。

その下、4目になりますけれども、湯っ多里館事業費になります。補正のほう100万円をお願いするものでございます。説明欄のほう御覧ください。湯っ多里館管理事業で、今回の100万円は修繕料になります。既決の予算で207万円あったのですけれども、既に契約あるいはもう既に執行済みの部分もあるのですが、合わせますと約203万円執行している状況ですので、ほぼ残がないといったような形になっています。冬場になりますと例年ポンプだったり、エアコンの基盤だったり壊れることが多々ございますので、その分に備えるためにも今回100万円の補正の増額をお願いするものでございます。

説明のほう代わります。

地域整備課長（宮嶋敏明君）　続きまして、土木費の関係であります。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費であります。53万1,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。道路橋梁総務事

業であります。内容につきましては新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等人件費の増額をお願いするものであります。

続きまして、2目道路維持費であります。40万円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。道路維持総務事業であります。内容につきましては、10節需用費の光熱水費の電気料として街灯等という部分で、電気料の高騰に伴い4月からの実績に応じ今後の執行見込額を精査した結果、不足が生じる見込みのため増額をお願いするものであります。

続きまして、3目除雪対策費であります。315万円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。除雪対策事業であります。次のページにも移りますが、内容につきましては10節需用費の光熱水費の電気料としての消雪パイプの電気料及び18節負担金補助及び交付金として、電気料の高騰している状況に応じ今後の執行見込額を精査した結果、不足が生じる見込みのため、新潟県と加茂市に支払う融雪施設維持運営負担金の増額のほうをお願いするものであります。

それから、3項都市計画費、3目下水道対策費であります。349万7,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。下水道対策事業であります。内容につきましては新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料改定に伴う関連経費の増額、それから職員の退職による給料等関連経費の減額、それと施設の電気料の高騰に伴う増額により下水道事業特別会計への繰出金の減額をお願いするものであります。

説明のほうは以上となります。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書47ページをお願いいたします。11款公債費、1項1目元金60万6,000円の元金追加をお願いするものでございまして、こちらにつきましては利率の見直し、臨財債につきましては今回4本なのですが、臨財債については20年償還なのですが、10年で利率の見直しをするようにということでちょうどその時期に当たりまして、利率が当初設定より下がりましたので、基本的には元利均等ということで元金と利子の合計が幾らかということで償還していくものですから、利子下がると元金が増えるという仕組みになりますので、今回元金を増額させていただくという内容でございます。

それから、2目利子でございまして、243万3,000円の減額になっております。先ほどの元金の影響もあります利子下がる部分と、もう一点は令和4年度の当初予算においては令和3年度に起債を借入れする部分の利率を1%程度ということで見



込んで予算計上しておりますけれども、実際に借入れするのは令和4年度に入ってから5月ぐらいに借入れをするような形になるのですが、そうすると大体0.5%から0.6%ということで利率が確定したということで、当初で見ていたより金額が下がったということで、今回減額の補正をさせていただくといった内容でございます。

説明は以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 消雪パイプのことで伺いたいのですが、44ページの土木費のところの融雪施設維持運営負担金なのですが、県と加茂市への支払いという説明がありました。5万円ということなのだけれども、負担と距離数というか、具体的に説明してください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） まず、新潟県のほうの関係でございますが、原ヶ崎運動広場の付近という部分でございます。延長的には51.3メートル、負担率としましては11.4%となっております。それともう一つ県はありまして、保明嶋のところ、新潟小須戸三条線のところでございますが、延長的には48.1メートル、8.6%の負担率という形になっております。

それから、加茂市への部分でございますが、加茂暁星のグラウンドの脇のところ、延長的には150メートル、負担率につきましては35%となっております。

以上です。お願いします。

14番（高橋秀昌君） 了解しました。

続いて伺いたいのですが、42ページの農林水産業費、その他事業の中で有害鳥獣捕獲等従事者報償ということで載っているもので質疑をしたいと思いますが、課長も含めて総務産経常任委員会は過日阿賀町への視察を行いました。あそこから非常に学ぶことが大きいと私は受け止めたのですが、課として来年度予算要求に阿賀野から学んだものについて具体的に予算要求されているのかどうか。要求されているのであれば、どういった項目について、どの程度予算要求しているのかを伺いたいと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどの高橋委員のご質問の部分、阿賀町、私たち全部で3人一緒に同行させていただいて、いろいろ勉強になった部分あります。そうした中で、具体的に来年どういった部分について反映させるのかといった趣旨の

ご質問かと思えます。今のところ、まだ査定の段階ですので、まだ確定ではないのですけれども、要求はしています。要求の内容といたしましては、今のところ電気柵の対応の部分、緩衝帯になるかもしれませんが、やぶの刈り払い、あと併せまして新規の免許取得される方への支援を、今あるのですけれども、その拡充のほうを予算要求のところで上げてございます。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 一定の積極的な予算要求しているというふうに受け取りました。しかしながら、私はこの問題というのは田上町の農業の衰退にも大きく影響するのではないかという危惧しておるのです。1つは、田上町は米を中心とした複合農業だという位置づけは産業振興課もしっかり受け止めておられると思います。そこで、では米を中心とした複合とは何かということです。山手で言えば果樹、その中でも桃とか梅とかあります。あるいはタケノコもあります。実際にここの道の駅などや、それ以外の農協の施設や護摩堂施設には非常に多くの野菜等が出品されています。ところが、猿というのは、タケノコを除いてみんな食ってしまうという、こういう重大な加害者なわけなので、そういったところをしっかりと私は位置づける必要があると思うのです。阿賀町での学び、私自身の学びなのですが、かつて里山には人々が入ったと。だから、猿も来なかったのだと。しかしながら、人が入らなくなって、山に、そのことによって猿のテリトリーが広がっていったのだという説明があったのを覚えていると思います。あの山だけの阿賀町で最後、山だけという語弊あるのですが、山の面積が極めて高い阿賀町で最後そういう実態があるということは、田上町における約1,000ヘクタールぐらいだと思ったが、ほとんど私有地なのです。この私有地に人が入れない、持ち主が高齢化して境界も分からないという状況が生まれているのです。こういう中で、どうやって猿を食い止めるかということは相当の研究が必要だと思うのです。単純な言い方をすれば、私有地の持ち主に対してお願いをして、あそこに定期的に爆発音がする、この方法というのは私はかつてやったことがあるのだけれども、稲のところにスズメが来るのを防ぐために、プロパンガスを通じて一定の時間帯に爆発音させるということができるのです。例えばそういうのが可能かどうか、そういったことも私は本当に研究する必要があると思うのです。ぜひともしっかりと研究して、町長が勘弁してくれと言うぐらいの予算要求すべきだと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） ありがとうございます。高橋委員から支援だというふうに今のいろいろご提言受け止めたいと思います。まず我々自身、先日研修のほ

うで学んだ部分もごございます。ただ、まだまだ足りない部分もありますので、この辺また研究も当然してはいきますけれども、併せて実際にどういったのが役に立つのかといった部分、これは新年度予算の中でやれること、あるいは次、次年度になるかもしれませんが、ただ受け止めとしてはこのままにしておいてはいけないという、そこはもう間違いなく課の職員を含めてみんな共有しておりますので、今後の提案等させていただいた際は、ぜひ皆様からもご協力いただければというふうに思います。

14番（高橋秀昌君） 私が求めたいのは、例えば3,000万円、4,000万円要求したって、町長、うんと言わないのです、今の状況だと、この前の一般質問の答えがほかのにもなかなかやれないと答えている以上。私が知りたいのは、あなた方がどういう学びをして、どういうものが最もこの町に合っているのかという、それなりの企画案を出してもらいたい。そうすると、それは決定してからではなくて、議決の問題ではなくて、委員会の調査研究、常任委員会の研究等で大いに出して、委員からの意見も聞いた上で、そしてあなた方が練り上げていくという、まずは地域産業を興していく中核としての役割を担ってもらいたいから言っているのです。直接的に町長に要求があれば、私は町長室へ行ってこれやってくださいと要求するのですが、今言っているのはそういうことではないのです。ここの今の議案書を見ただけでは、補正予算だけれども、あまりにも貧弱にしか感じないものですから指摘をしたのです。決して応援と受け止めないでください。研究してほしいということですのでよろしくお願ひします。ぜひあなた方の姿勢を伺いたい。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） すみません、勘違いしました。今回の分は補正ということ、あくまでも今さっき申し上げたように猿の出没が大分落ち着いているという表現をしたのですけれども、恐らく来年度以降も続くかと思ひます。その中で、新年度予算で、積極的にどこまでできるかという部分もあるのですけれども、私自身の反省としましても、毎年こういった内容でやっていくのだというような計画があまりない中で、割と捕獲の方向で今やってきたのですけれども、それがよかったのかどうかも含めて今後考えていきたいと思ひますけれども、ただ考えるだけではなくて、そこは今委員からもお話があったように皆さんとお話をさせていただきながら進めていきたいと思ひます。

14番（高橋秀昌君） 新年度予算は新年度予算として最終的には長が決めることですので、私はそれはそれで尊重したいと思ひます。しかし、私が言っているのは、本当に研究して、何がこの町にこうあればいいのかということをおあなた方自身

が研究して、総務産経の所管事務調査などで議論をする、その土台を出してほしいということを行っているのです。お分かりいただけますか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） はい、趣旨のほうはよく理解いたしました。こちらのほうでもお示しできるように準備をしたいというふうに思いますので、準備ができ次第、はっきりこのときとは言えないのですが、なるべく早めに鳥獣被害に対応する骨子的な部分になるかもしれませんけれども、お示しできればというふうに思います。

以上です。

6番（小嶋謙一君） 43ページ、7款商工費です。湯っ多里館事業費、修繕費100万円ということで上がっておりますが、先般議会運営委員会の際に説明で、私の聞き間違いだったらすみませですけれども、柱、それからポンプということでお聞きしました。それで、柱について何か通路の柱というふうに私は聞いたのだけれども、人がエレベーターから渡る通路のことなののでしょうか。その柱なののでしょうか。そしたら100万円ですり足りるかどうかというところで、また補正の上にまた補正なんてことになったら困るなと思ってお聞きしますけれども、修繕の内容というのはどういふことなのでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 説明が不足しておりました。柱という部分、具体的に申し上げますと、通路を渡り切って飲むお湯が出る場所があると思うのですけれども、あそこのところ、全部木製の太い柱があるのですけれども、柱が全部地面のところから直接入っている形で基礎がない状態です。実際見ると、全部が駄目というわけではないのですけれども、順次取り替えていかないと、場合によるともたない可能性もありますので、それで2年前に1回、1本だけは取り替えておるのですけれども、それを順番に替えさせていただきたいといった部分で、こちらのほう上げさせていただいております。それ以外に申し上げたのがポンプあるいはエアコンの基盤の部分なのでも、これも大分年数がたっている施設になっておりますので、そろそろ交換が必要だということでメーカーのほうからもお話が来ておりますので、そういった部分を勘案いたしますと100万円という形で提案したところでございます。

6番（小嶋謙一君） では毎年柱は修繕していくということになる。となると、毎年柱の修理費は補正でなくても、ある程度見ていくようなことも考えておられるということですか、費用を。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 腐食の度合いもよるのですけれども、なるべく一度

にすると、1本30万円から40万円ぐらいだったと思うのですけれども、前にやったときに。そのぐらい一気にやるとなると数百万円という形になりますので、そうならないように順次やっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

ないようですので、議案第43号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第44号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 議案書のほうですが、55ページのほうを御覧いただきたいと思えます。議案第44号 令和4年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,993万6,000円とするものであります。

今回の補正は、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料改定に伴う関連経費の増額、それから職員の退職による給料等関連経費の減額及び施設の電気料の高騰に伴う増額を行うものであります。

議案書のほうですが、60ページを御覧いただきたいと思えます。まず、歳入でございますが、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金であります。349万7,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思えます。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び職員の給料改定に伴う増額分や、職員の退職に伴う関連経費の人件費分の減額及び施設の電気料の高騰の増額分について相殺し、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

続きまして、61ページのほうを御覧いただきたいと思えます。歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。9万2,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思えます。下水道事業であります。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等人件費の増額をお願いするものであります。

それから続きまして、2項維持管理費、1目管渠維持費であります。8万5,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思えます。下水道事業であります。この内容につきましては、電気料高騰に伴い4月からの実績に応じ今後の執行見込額を精査した結果、不足が生じる見込みのため、中継ポンプ場の電気料の増額をお願いするものであります。

続きまして、2目処理場管理費であります。83万7,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。下水道事業であります。内容につきましては、電気料の高騰に伴い4月からの実績に応じ今後の執行見込額を精査した結果、不足が生じる見込みのため、処理場の電気料の増額のほうをお願いするものであります。

続きまして、議案書のほう62ページのほうを御覧いただきたいと思っております。2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費であります。451万1,000円の減額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。公共下水道事業の特環、汚水であります。内容につきましては、職員の退職に伴う関連経費の人員費分455万3,000円の減額をお願いするものであります。その下の公共下水道事業の公共、雨水であります。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の手当等人員費の4万2,000円の増額をお願いするものであります。

下水道事業特別会計につきましては以上となります。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第44号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第49号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 議案書のほうですが、109ページを御覧いただきたいと思っております。議案第49号 令和4年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正は、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等人員費の増額整理及び施設の電気料の高騰に伴う増額をお願いするものであります。収益的支出の水道事業の費用、補正予定額を561万7,000円増額し、2億6,458万1,000円とするものであります。資本的支出の補正予定額を8万9,000円増額し、1億5,494万9,000円とするものであります。

それでは、議案書のほうであります。111ページを御覧いただきたいと思っております。支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原浄水及び配給水費でございますが、補正額567万1,000円の増額をお願いするものであります。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく給料等人員費の増額と、それから19節になりますが、上水道施設の電気料の高騰に伴う4月からの

実績に応じ今後の執行見込額を精査した結果、不足が生じる見込みのため、増額をお願いするものであります。

続きまして、2目総係費でございますが、補正額5万4,000円の減額をお願いするものであります。この内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料改定に伴う手当等人件費の増額の整理をお願いするものであります。

続きまして、112ページのほうを御覧いただきたいと思います。1款資本的支出、1項建設改良費、2目事務費でございますが、補正額8万9,000円の増額をお願いするものであります。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等人件費の増額をお願いするものであります。

水道事業会計につきましては以上となります。よろしく申し上げます。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第49号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

承認第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加します。

私は、先ほども質疑で訴えましたけれども、住民の暮らしは非常に大変な状況です。したがって、これだけではとてもとても足りないです。この専決処分でも、国の交付金に対しておよそ倍の田上町はおよそ同額の独自予算を出してやっているのです。それでも足りないというのが実態です。一方、国の動きは、軍事費を2倍にするために増税するとか支出を減らすとか、こういうことを平気で言っているのです。支出を減らす、何を減らすか。社会福祉、そうした住民生活に密着するものについて減らすという動きです。私は、これは日本国憲法に照らし合わせてもとんでもない中身だと思うのです。もちろん田上町長が一人で叫んで解決することではありませんので、ぜひとも町長、機会あるたびに町村会などでそうした実情を訴えて、あくまでも国政に対して物を言うよりも、地方の状況を国政はしっかり見てくれと、こういう立場からもっと住民の暮らしに予算を回してくれと。地方であっても、地方自治体だって燃料費が上がったり、電気料が上がったりして大変なのだ、こういうときにもっと交付してくれということを繰り返し訴えてほしいということを強く求めまして、賛成といたします。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、承認第13号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり決定しました。

議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。



しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第44号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

---

午前10時26分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年12月13日

総務産経常任副委員長 渡 邊 勝 衛